

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 14日

福島県知事 殿



提出者

住 所 福島県本宮市糠沢字東笹田66番地5

氏 名 株式会社福島芝浦電子

代表取締役 越水和人

電話番号 0243-44-3017

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社福島芝浦電子
事業場の所在地	福島県本宮市糠沢字東笹田66番地5
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電子部品・デバイス・電子回路製造業
② 事業の規模	製造品出荷額等825,702万円（令和4年度）
③ 従業員数	458人（令和5年3月31日現在）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>産業廃棄物 → 収集運搬 → 産業廃棄物</p> <p>※委託契約</p> <p>再生</p> <p>最終処分</p> <p>※委託契約</p> <pre>graph LR; A[産業廃棄物] --> B[収集運搬]; B --> C[産業廃棄物]; C --> D[再生]; C --> E[最終処分];</pre>

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

◎社長→工場長→事務部長→総務課長→総務課内各担当者

役　割	役職名	職務内容
・廃棄物処理企画の管理監督	事務部長、総務課長	廃棄物処理の委託先選定・委託契約締結・委託内容の監視、委託業者との折衝、総務課内各担当者の指揮・監督
・法令管理 ・行政への報告等	総務課長	廃棄物関連法令の最新版管理、行政への報告・届出
・マニフェスト等の管理	総務課員	委託業者の許可証の有効期間管理、電子マニフェスト交付・運搬処分状況監視、排出量データ集計
・廃棄物の社内回収 ・委託先への引渡し	総務課員	社内各部署から排出された廃棄物の社内回収・最終分別、廃棄物の適性保管、収集運搬委託先への引渡し

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	排　　出　　量	別紙1参照	t
(これまでに実施した取組) 生産活動のすべての範囲においてリユース、リデュースを継続。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	排　　出　　量	別紙1参照	t
(今後実施する予定の取組) 現状の取組みを継続。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 金属くず他：有価物買取りを意識しながら、細かく分別し、買取量を増やすようにしている（貴金属含む）。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組みを継続。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自社内で再生利用は行っていない。		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自社内で再生利用を行う計画はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 廃アルカリ（部品洗浄廃液）の中間処理は平成30年9月をもって終了し全てを優良認定業者に委託。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 自社内で中間処理を行う予定はない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組) 埋立処分または海洋投入処分は行っていない。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組) 埋立処分または海洋投入処分を行う計画はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
①現状	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 前年度実績については別紙1参照。		

(第5面)

【目標】		
産業廃棄物の種類	別紙1参照	
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
②計画	<p>(今後実施する予定の取組) 計画については別紙1参照。 特に新たな取組の計画はない。</p>	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	前年度（令和4年度）実績									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき堆	木くず	
	排出量（t）	23	6	1,215	17	5	6	7	1	
計画	目標									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき堆	木くず	
	排出量（t）	25	10	1,250	20	5	10	10	1	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項